

議案第45号

利根町印鑑条例の一部を改正する条例について

利根町印鑑条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年9月1日提出

利根町長 山 崎 誠一郎

（提案理由）

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、在留カード又は特別永住者証明書と個人番号カードが一体化された「特定在留カード」及び「特定特別永住者証明書」の申請交付が開始されたことから、これらを使用して印鑑登録証明書の交付を受けることができるようにするため提案する。

利根町印鑑条例の一部を改正する条例

利根町印鑑条例（昭和49年利根町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正する。

改正後	改正前
（印鑑登録証明書の交付等） 第13条（略） 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者本人が、その意思により同項の申請を行うときは、印鑑登録証を添えることに代えて、<u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）</u>、<u>特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）</u>又は<u>特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）</u>（以下これらを「<u>個人番号カード等</u>」という。）を添えて、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 3 町長は、前2項の申請があつたときは、印鑑登録証又は<u>個人番号カード等</u>及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえ、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。 第13条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード等</u>を用いて、多機能端末機（民間事業者が設置する町の電子情報処理組織と通信回線で接続された端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。	（印鑑登録証明書の交付等） 第13条（略） 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者本人が、その意思により同項の申請を行うときは、印鑑登録証を添えることに代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。<u>以下同じ。</u>） _____を添えて、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 3 町長は、前2項の申請があつたときは、印鑑登録証又は<u>個人番号カード</u>及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえ、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。 第13条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード</u>を用いて、多機能端末機（民間事業者が設置する町の電子情報処理組織と通信回線で接続された端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

(印鑑登録証明の制限)

第14条 町長は、第13条第1項の規定による申請にあつては印鑑登録証を、同条第2項の規定による申請にあつては個人番号カード等を提示した者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとする。

(印鑑登録証明の制限)

第14条 町長は、第13条第1項の規定による申請にあつては印鑑登録証を、同条第2項の規定による申請にあつては個人番号カードを提示した者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。